

# 体罰などによらない子育てのために

## ～みんなで育児を支える社会に～



**子どもへの体罰は法律で禁止されています**

令和元年6月に児童福祉法等改正法が成立し、親権者などは、児童のしつけの際に、体罰などを加えてはならないことが法定化され、令和2年4月から施行されています。

**なぜ体罰などはいけないのか**

**体罰などによる悪循環**

子どもが思ったとおりに行動してくれず、イライラしたときに、「子どものしつけのためだから仕方ない」として、たたいたり、怒鳴るなどの体罰などを行っていますか。

子どもは体罰などをされると、大人への恐怖心から一時的に言うことを聞くかもしれませんが、それは自分で考え行動した姿ではありません。

このようなやりとりは根本的な解決にならず、むしろ自分周りに人に対して

同じように振る舞ってよい、と子どもが認識するきっかけにもなります。

**体罰などが子どもに与える影響**

体罰などが子どもの成長・発達に悪影響を与えることは科学的にも明らかにされており、このような行為が繰り返されると、その体験がトラウマなど(心的外傷)となって、心身にダメージを引き起こし、その後の子どもの成長・発達に悪影響を与えます。

また、子どもが保護者に恐怖心などを抱くと、信頼関係が築きにくくなり、悩みを相談したり、心配事を打ち明けられなくなり、

安心できる場であるはずの家庭が、自分の居場所であると感じられなくなり、対人関係のトラブルや非行、犯罪被害など、別の大きな問題に発展してしまふ可能性があります。



**体罰以外の子どもを傷つける行為**

体罰は身体的な虐待につながり、さらにエスカレートする可能性があります。また、その他の著しく監護を怠ることや、子どもの前での配偶者への暴力などについても虐待として禁止されています。

また、怒鳴りつけたり、子どもの心を傷つける暴言なども子どもの健やかな成長・発達に悪影響を与える可能性があります。

**「児童虐待かも…」と思ったらすぐにお電話ください**

虐待を発見したとき、または虐待が疑われるときは、お住まいの市町村または児童相談所の児童虐待対応ダイヤル「189(いち・はやく)」に連絡してください(お住まいの地域の児童相談所につながります)。

通報した方の情報は一切公表されません。



- お住まいの地域の児童相談所につながります。
- 通告・相談は匿名で行うことも可能です。
- 通告・相談をした人やその内容に関する秘密は守られます。

**児童虐待とは**

- 身体的虐待  
殴る、蹴る、叩く、やけどを負わせる、家の外に閉め出すなど
- 性的虐待  
子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィーの被写体にするなど
- ネグレクト  
乳幼児を家に残して外出する、食事を与えない、ひどく不潔なままにする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れていかないなど
- 心理的虐待  
言葉により脅かす、無視する、きょうだい間で差別的な扱いをする、子どもの目の前で家族に対して暴言や暴力をふるう(DV)など

**「児童虐待防止推進企業・団体」を募集しています**

11月は「児童虐待防止推進月間」です。県は、児童虐待防止の取り組みに賛同し、県と連携して児童虐待防止の広報・啓発活動を行っていただける企業・団体を募集しています。

ご賛同いただいた企業・団体には、啓発用のポスター・リーフレットなどをお送りします。

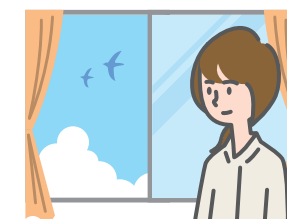
☎子ども・家庭支援課  
022(211)2531



### 安心感や信頼感、温かな関係で心地よい親子関係を

#### ストレス解消のための工夫をしましょう

- 否定的な感情が生じたときは、子どものことが原因なのか、自分の体調の悪さや忙しさの原因なのか振り返ってみましょう。
- 自分の時間や心に余裕がないときは、深呼吸して気持ちを落ち着かせ、ゆっくり5秒数えたり、窓を開けて風にあたったりして気分転換をしましょう。



#### 市町村の子育て相談窓口などに相談しましょう

- いろいろな工夫をしてもうまくいかないときは、周囲の力を借りると解決することもあります。困ったことがあれば、お住まいの市町村の子育て相談窓口などに相談しましょう。一歩踏み出すことで、まだ気付いていない支援やサービスを受けられたり、それにより疲れやイライラが軽減したりするかもしれません。



#### 子育て中の方のサポートをしていきましょう

- 子育て中の保護者に接する方は、子育て中の保護者が孤立しないようにサポートしていくことが大切です。保護者だけで抱え込まないように、声かけや支援を行い、市町村や児童相談所などとも連携をして、社会全体で支えていきましょう。



## LINEで相談してみませんか

### ～ せんだいみやぎ子ども・子育て相談 ～

「面談では相談しにくい」「友だちや家族には相談できない」など、子育て・家庭・親子関係などの悩みを持つ方が気軽に相談できるよう、LINEを活用した相談窓口を開設しています。相談は無料です。一人で悩まず、お気軽にご相談ください。



対象	県内にお住まいの子どもおよびその保護者など
相談受付期間・時間	令和4年3月31日まで(12月29日～1月3日の年末年始を除く) 毎週月～土曜日 午前9時～午後8時
登録方法	下記のQRコードをLINEアプリで読み取って、「せんだいみやぎ子ども・子育て相談」を友だち追加し、ご相談ください。

匿名での相談もできます。相談の秘密は守りますので、安心してご相談ください。ただし、子どもの身体や命に危険があると判断したときは、子どもの安全を確保するため、相談内容などを関係機関と共有し、対応させていただきます。

また、相談内容により、専門的な支援機関をご案内させていただくことがあります。

- ☎【仙台市にお住まいの方】仙台市子供家庭支援課… ☎022(214)8180
- ☎【仙台市外にお住まいの方】県子ども・家庭支援課… ☎022(211)2531

